

埼玉県からのお知らせ

令和 7 年 7 月 1 日
埼玉県中央環境管理事務所

井戸水（地下水）を利用されている皆様へ

このたび、蕨市中央地内の事業所跡地において、敷地内の土壌から土壌汚染対策法に基づく基準を超えるテトラクロロエチレン及びクロロエチレンが確認されました。

念のため、上戸田 1 丁目・2 丁目及び下戸田 1 丁目・2 丁目にお住まいの方は井戸水の飲用は控えるようお願いします。

また、今後、周辺の地下水の汚染状況を確認するため、水質調査への御協力をお願いする場合があります。

お手数ですが、上戸田 1 丁目・2 丁目及び下戸田 1 丁目・2 丁目
井戸をお持ちの方は、7 月 22 日までに
中央環境管理事務所（下記連絡先）にお知らせください。

【連絡先】

埼玉県中央環境管理事務所大気水質担当（電話 048-822-5199）

受付時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

井戸水の飲用に係る相談先

戸田市 環境課（電話 048-291-8973）

○各物質の特徴等

テトラクロロエチレンとは

ドライクリーニングや機械部品の油落としなどに使用される物質です。汚染された水を長い間飲み続けると、肝臓や腎臓への障害、発がんのおそれがあることから、環境基準値が設定されています。

クロロエチレン（別名「塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー」）とは

ポリ塩化ビニル等のプラスチックの製造などに使用される物質です。また、テトラクロロエチレンが分解すると生成します。汚染された水を長い間飲み続けると、運動機能や呼吸器への障害、発がんのおそれがあることから、環境基準値が設定されています。